



令和7年1月27日

江別市長 後 藤 好 人 様

江別市国民健康保険運営協議会
会 長 中 川 雅 志



答 申 書

令和6年12月16日付け6国年第204-1号で諮問のあった国民健康保険税の課税限度額の改定について、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険税の課税限度額の改定

地方税法施行令に合わせ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に改定することについては、被保険者間の保険税負担の公平性を確保するという趣旨に鑑み、必要であると考えます。

2 実施時期

令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税から適用することが適当と考える。



令和7年1月27日

江別市長 後 藤 好 人 様

江別市国民健康保険運営協議会
会 長 中 川 雅 志



答 申 書

令和6年12月16日付け6国年第204-2号で諮問のあった江別市国民健康保険税の税額の改定については、医療の高度化等による一人当たり給付費の増加や、被用者保険適用拡大等による被保険者数の減少により、現行税率では北海道が示す令和7年度の必要な保険税が確保できない見込みであることから、下記のとおり答申します。

記

1 令和7年度江別市国民健康保険税の税額

基礎課税額の所得割率は8.69%、均等割額は27,100円、平等割額は26,800円とし、後期高齢者支援金等課税額の所得割率は2.72%、均等割額は7,600円、平等割額は7,500円とし、介護納付金課税額の所得割率は2.06%、均等割額は7,500円、平等割額は4,000円とすることが適当と考える。

2 実施時期

令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の国民健康保険税から適用することが適当と考える。

3 付帯意見

被保険者の負担軽減のため、国民健康保険積立基金を有効に活用するとともに、毎年度適切な税額を検討すること。

また、税額の改定にあたっては、加入者等への周知に十分配慮すること。